

## 東京地区統一労組「大学生協互助会」運営委員規約

- 第1条 本規約は、大学生協互助会運営規則第6条に定められている労働組合選出の運営委員(以下互助会運営委員)の、選出方法と「大学生協互助会運営委員会(以下運営委員会)」における議決に関する責務について定めるものである。
- 第2条 互助会運営委員の定員・任期については「大学生協互助会運営規則」第6条による。
- 第3条 互助会運営委員の選出は東京地区統一労組大会にて行い、資格及び選出方法は東京地区統一労組規約に準じる。
- 第4条 互助会運営委員は「大学生協互助会」の定例および臨時の運営委員会に出席する義務を負う。
- 第5条 互助会運営委員は「大学生協互助会運営規則」第9条で定められた事項の議決を行う。
- 第6条 互助会運営委員は「大学生協互助会運営規則」第10条で定められた議決事項については、可能な限り事前の東京地区統一労組中央執行委員会において論議し、議決内容について合意をとらなければならない。
2. (3) (5) (7) (10)については東京地区統一労組大会での議決に基づき、互助会運営委員会の議決に参加しなければならない。
  3. (2) (4) (6) (9)については東京地区統一労組中央執行委員会での議決に基づき、互助会運営委員会の議決に参加しなければならない。
- 第7条 本規則の改廃は、東京地区統一労組大会の三分の二以上の賛成を持って行う。
- 本規則は、2012年9月24日より改定施行される。

## 大学生協互助会運営規則

### (目的)

第1条 この会の目的は大学生協事業連合東京地区およびその会員生協、大学生協事業連合広域本部、全国大学生協連、大学生協共済連（以下「大学生協」）に勤務する役職員の相互互助である

### (会員)

第2条 この会員は大学生協の常勤役員、正規職員、及び日生協健保組合加入者で所属する生協理事会が加入を認めた者とする

- (1)会の年度途中での加入は所属する生協理事会が承認し手続きをおこなう
- (2)会の年度途中での移籍等による脱退は所属する生協理事会が承認し手続きをおこなう  
その場合の年度会費は返却しない

### (会員の義務)

第3条 会員は以下の義務を有する

- (1)年会費として、前年の標準報酬月額 $2.25\%$ を、毎年3月に納める
- (2)大学生協は、会員の負担する会費と同額を毎年3月に、生協負担金として会に納める

### (財政)

第4条 この会の財政は、以下であらう

- (1)会員の会費及び、大学生協の負担する会費
- (2)会費は3月1日現在の在籍者で納入額を確定させる
- (3)新卒採用者(4月1日採用)の会費額は4月給与で確定する標準報酬月額の $2.25\%$ とする
- (4)中途採用者の会費額は初回給与で確定する標準報酬の月額の $2.25\%$ とする
- (5)その他の中途加入者の会費額は前年標準報酬月額の $2.25\%$ とする

### (支払)

第5条 以下の場合会は相互互助の立場で会員に互助金を支払う

- (1)大学生協の就業規則、業務外の疾病による休職規定に基づき社会保険の傷病手当金を受け取る状況になった場合。標準報酬月額において社会保険で支払われない分。ただし、互助金の支払い対象期間は、大学生協事業連合東京地区の就業規則第52条1項に定める休職期間を上限とする。
- (2)産前産後の休暇(通算16週間、多児妊娠の場合は通算22週間)で、標準報酬月額において出産手当金で支払われない分
- (3)就業規則の第44条(健康診査等の時間)の4項および第45条(育児時間)にかかる以下の時間で給与控除分
  - ①妊婦健診に必要な時間として勤務しない時間(ただし9回まで)
  - ②妊娠中の通勤緩和措置として短縮された勤務時間(ただし1日1時間まで)
  - ③医師の指導に基づく妊娠中の休憩に関する措置で延長され勤務しない休憩時間
  - ④妊娠中または産後1年を経過しない女性が、医師から指導を受け、その諸症状に対応するための措置に必要な時間として勤務しない時間(ただし最初の3日間まで)
  - ⑤出産後の保育時間として短縮された時間(ただし1日1時間まで)

### (運営委員)

第6条 互助会に運営委員長、運営委員を置く

- 2 運営委員は大学生協の理事会から6名、および大学生協の労働組合から同数選出する
- 3 事務局は大学生協事業連合東京地区運営部、東京地区管理部および大学生協東京統一労組とする
- 4 運営委員は毎年3月に改選するものとし、再任は妨げない
- 5 運営委員会で運営委員長を互選する

(招集)

第7条 運営委員長は原則として年2回、運営委員会を招集しなければならない。なお開催までの間、互助会給付事例がない場合年1回とする場合がある。また必要に応じて臨時に招集することができる

- 2 運営委員の3分の1以上の要請があった場合、運営委員長は臨時に運営委員会を招集しなくてはならない

(議決)

第8条 運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立し、参加者の3分の2以上の賛成で議決する

- 2 やむを得ない事情により、運営委員の過半数の出席を得られず議事を聞き議決をすることができない場合は、書面による持ち回り議決をなすことができる、この議決は運営委員会と同じ効力を持つ

(議決事項)

第9条 次の事項は、運営委員会の議決を経なければならない

- (1)運営委員長の選任
- (2)互助会の年間予算、決算、次期繰越金処理
- (3)会費の決定
- (4)会費繰越金の処理に関する事項
- (5)互助会規則、及びこの会の財産及び業務の執行について必要事項を定める規則の設定
- (6)取引金融機関の決定
- (7)立替金の限度額に関する事項
- (8)限度額内の立替金に関する事項
- (9)会員の加入に関する事項
- (10)会の解散に関する事項
- (11)給付事例の承認
- (12)年度中途加入者の会費に関する事項
- (13)その他運営委員会において必要と認めた事項

(理事会、労働組合での承認)

第10条 前項の議決事項のうち(2)(3)(4)(5)(6)(7)(9)(10)は、理事会選出委員は大学生協事業連合東京地区協議会、全国大学生協連理事会および大学生協共済連理事会に議決事項を報告し、承認を得なければならない。労働組合選出委員は大学生協東京統一労組および大学生協連事務局労働組合に議決事項を報告し、承認を得なければならない

(専決)

第11条 第9条の議決事項のうち(8)(11)(12)について、運営委員会の開催が間に合わないときは、運営委員長はこれを専決することができる

- 2 前項の専決をしたときは、運営委員長は次の運営委員会にその結果を報告しなければならない

(報告)

第12条 第9条の各項は活動報告書に記載し、会員および大学生協に書面によって報告しなければならない

(議事録)

第13条 運営委員会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1)開催の日時及び場所
- (2)出席した運営委員及び会計監査人の氏名
- (3)議事の経過の要領
- (4)議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに反対した運営委員の氏名)

- 2 議事録は事務局が作成する
- 3 議事録は事務局が3年間主たる事務所に据え置かねばならない

(審査)

- 第14条 互助会給付審査は日生協健保組合の傷病手当金・出産手当金の審査による。審査後の給付は該当専務理事の承認をもっておこなう
- 2 審査・給付結果は運営委員会で確認する

(会計監査)

- 第15条 大学生協理事会から1名大学生協の労働組合から1名を会計監査人とし、会の会計について監査する
- 2 監査は、年1回、決算時におこなう
  - 3 会計監査人は、運営委員会に出席し意見を述べるができる

(会計年度)

- 第16条 この会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする

(主たる事務所)

- 第17条 この会の主たる事務所を大学生協事業連合管理部とする

(次期繰越金の処理方法)

- 第18条 単年度繰越金の大学生協負担分は、会費の構成比に按分して戻し処理をおこない次期繰越金を確定する

(互助金の不足額の扱い)

- 第19条 互助金が会の財政で不足する場合は以下の扱いとする
- (1)繰越金をもって充てる。その場合は繰越金より拠出する同額を大学生協は拠出する
  - (2)全国大学生協連及び大学生協共済連は(1)項の拠出を大学生協事業連合会計年度内に行う
  - (3)(1)項および(2)項の充当が行われるまでの間は、大学生協事業連合が立替えて、互助会給付をおこない、立替金は大学生協事業連合の事業年度内に互助会が精算する  
立替金は大学生協東京事業連合の事業年度内に互助会が精算する

(解散)

- 第20条 この会は以下の場合解散する
- (1)運営委員会で解散が議決され、大学生協事業連合東京地区協議会、全国大学生協連理事会、大学生協共済連理事会、大学生協東京統一労組、大学生協連事務局労組で承認されたとき。その場合の運営委員会の議決は委員の4分の3以上の賛成を必要とする
  - (2)この会が解散したとき運営委員会は会員の会に所属していた期間に応じて会の財産を分割しなければならない

2001年3月1日 施行  
2001年8月22日一部改定  
2002年4月24日一部改定  
2009年1月29日一部改定  
2013年3月1日一部改定  
2014年3月1日一部改定  
2015年9月25日一部改訂  
2017年1月12日一部改定  
2019年1月10日一部改定